

26財第307号
平成26年10月27日

各 部 局 長
愛 知 県 企 業 庁 長
愛 知 県 病 院 事 業 庁 長
愛 知 県 議 会 事 務 局 長 殿
愛 知 県 教 育 委 員 会 教 育 長
愛 知 県 各 種 行 政 委 員 (会) 事 務 局 長
愛 知 県 警 察 本 部 長

愛 知 県 副 知 事

平成27年度予算編成について (依命通達)

我が国の景気は、個人消費に持ち直しの動きが続いているものの、このところ足踏みがみられるなど弱さがみられるが、雇用情勢が着実に改善しているなど緩やかな回復基調が続いています。

しかしながら、先行きについては、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなどが、景気を下押しすることが懸念されるところです。

国においては、「地方創生」が最重要課題の一つとして位置付けられ、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服することを目指すとしており、新たに設置された「まち・ひと・しごと創生本部」において、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」、「東京一極集中の歯止め」などを基本視点として、国と地方が総力をあげてこの問題に取り組むために、長期ビジョン・総合戦略を年内に決定するとともに、地方における取組を積極的に支援していくとしています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」においては、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指すとの方針が示されましたが、財源については、年末に向けて議論を進め、具体案を得るとされています。

加えて、国の27年度予算の概算要求では、地方交付税などの地方一般財源総額は、中期財政計画の方針を踏まえ、今年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとの内容にとどまっております。

地方の財政運営に影響を及ぼす制度や施策については、国の税制改正や予算編成の動向を十分注視し、的確に対応していく必要があります。

このような情勢において、平成27年度の予算編成に取り組むこととなりますが、その前提として歳入、歳出の状況を展望すると、歳入の大宗をなす県税収入は、法人二税収入について、国内外の景気の不透明感を背景に、減収減益を見込む企業もあり、また、足元では個人消費や設備投資の回復に足踏みも見られることなどから、懸念される所ではありますが、今後の経済情勢や税制改正の動向等を注視し、慎重に見極める必要があります。さらに、現状では、財源対策として活用できる基金残高は減少を続けてきている状況にあります。

一方、歳出面においては、扶助費などの義務的経費が増加しているほか、社会情勢の変化や多様化する行政ニーズに的確に対応していく必要があります。

このため、歳入については、来年度も地方交付税の交付団体となることを見込まれることから地方財政措置の確保に努めるとともに、歳出についても引き続き事務事業の見直しに全力で取り組み、持続可能な行財政基盤の確立を目指していく必要があります。

このように、厳しい環境の中での予算編成となりますので、真に必要な分野に、限られた財源を重点的かつ効率的に配分することを基本に、次に掲げる事項を目標として、下記に十分留意の上、予算を編成するものとします。

なお、明年には、知事選挙が行われることから、当初予算の性格は「骨格的予算」として編成します。

- 1 中京大都市圏 ～5千万人リニア大交流圏の西の拠点となる大都市圏に向けて
- 2 グローバル展開 ～世界から活力を取り込める地域に向けて
- 3 産業革新・創造 ～日本の成長をリードする最強の産業県に向けて
- 4 農林水産業 ～競争力ある農林水産業に向けて

- 5 文化・スポーツ・魅力発信 ～世界から人を惹きつける魅力ある大都市圏に向けて
- 6 教育・人づくり ～前向きに挑戦し、キャリアアップできる人づくりにに向けて
- 7 女性の活躍 ～女性が元気に働き続けられる社会に向けて
- 8 子ども・子育て応援 ～少子化の流れを変える社会に向けて
- 9 健康長寿 ～「人生90年時代」を健康に生きられる社会に向けて
- 10 障害者支援 ～身近な地域で共に暮らせる新しい社会に向けて
- 11 防災・防犯 ～災害や犯罪に負けない、強靱な県土・安全なまちづくりにに向けて
- 12 環境・持続可能まちづくり ～100年持続可能な次世代のまちづくりにに向けて

記

- 1 行政活動計画の立案に際しては、「愛知県予算編成方式要綱」によることとし、県民にとって真に必要な施策を的確に把握するとともに、厳しい財政状況にかんがみ、政策目的と具体的な施策との相互関係を十分検証した上で、制度・施策そのものの廃止・休止をも含めた徹底的な見直しを行うこと。

また、現在、策定が進められている「次期行革大綱」との整合性にも配慮するとともに、「あいちビジョン2020」の着実な推進に努め、本県が直面している多様な課題に的確に対応すること。

- 2 行政活動計画の立案に当たっては、従来にも増して重点化、効率化に努めることとし、事業の所要額を十分精査の上、必要最小限の額で立案すること。

- (1) 義務的経費及びこれに準じその性質上削減が困難な経費、法人事業税超過課税充当事業費については、緊急性、重要性を勘案した上で、必要最小限の額で立案すること。

- (2) 集合的公共事業については、平成26年度当初予算一般財源額（県債及び一般財源的収入を含む。）の10パーセントの節減を行うこと。

なお、事業選択にあたっては、事業効果はもとより、優先度及び緊急度により、本県としての事業の必要性を十分検討すること。

- (3) 政策的重要経費については、事務事業の見直しを反映するとともに、緊急性、重要性を勘案した上で、必要最小限の額で立案すること。

- (4) 一般行政経費については、各部局における自主的な事務事業の見直しを促進するため、枠配分方式としていることから、行政評価制度の積極的な活用などによ

り、各部局長の判断と責任において、事業毎に一律的な削減を行うことなく、関係者等と十分に調整を図りながら、付与した財源の範囲内で、真に必要な施策へ重点配分すること。

- 3 行政評価制度の活用には、成果重視の視点から施策目標を達成するための寄与度が低い事業は、廃止・休止を含めた抜本的な見直しを図ること。

また、新公会計制度に基づく財務諸表を積極的に活用し、事務事業の見直しに取り組むこと。

加えて、行政及び民間との役割分担の観点に留意しつつ、NPOとの協働や企業との連携などについて、積極的に検討すること。

- 4 監査、監察等による指摘事項などについては、事業内容及び執行方法等を十分検討して、その改善に努めること。
- 5 各部局に共通する行政課題については、事業の競合を避け、事業効果をより高めるため、関係部局相互の連絡を一層密にして、その調整に努めること。
- 6 債務負担行為については、将来の財政運営を圧迫する要因ともなるので、制度本来の趣旨に沿って適切な運用を図るものとし、歳出予算と一体的に検討して、やむを得ないものにとどめること。
- 7 繰越明許費については、必要最小限の額に限定して計上するものとするが、これは不測の事態をも考慮してのことであり、歳出予算については、当然に年度内の事業完成を前提とするものであること。
- 8 特別会計及び企業会計については、特にその設置の趣旨を十分に踏まえ、経営改善に努め、健全な計画に基づいて編成すること。
- 9 一部事務組合、出資法人等に対する財政的支援については、将来的な財政負担に配慮し、各団体の収支及び中・長期的な経営計画を的確に把握した上で、検討を行うこと。

担 当 総務部財政課調査・予算第三グループ
内 線 2 1 4 7